

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書 兼被扶養者届

※この申請書は、退職した日の翌日から20日以内に保険料を添えて申請してください。

使用されていた 事業所の名称			資格取得日（入社した日）	昭・平・令 年 月 日	任 継 記 号	任継番号（※記入は不要です）	
使用されていた 事業所の所在地			資格喪失日（退職した日の翌日）	令和 年 月 日	9000		
在職中の被 保険者証の 記号・番号	記 号		フリガナ			男	生 年 月 日
	番 号		氏 名		女	昭・平・令 年 月 日	歳
申請者の住所 電話番号	〒 - TEL ()			※退職理由	1定年退職 2自己都合 3倒産・解雇 4雇い止め 5事業主からの働きかけによる退職 6期間満了 7その他の理由 () による退職		
※備 考							

被扶養者氏名		生年月日	続柄	世帯	年間収入
フリガナ	フリガナ			同居	
氏	名				
昭和・平成・令和		年 月 日	別居		万円
※備 考					

被扶養者氏名		生年月日	続柄	世帯	年間収入
フリガナ	フリガナ			同居	
氏	名				
昭和・平成・令和		年 月 日	別居		万円
※備 考					

被扶養者氏名		生年月日	続柄	世帯	年間収入
フリガナ	フリガナ			同居	
氏	名				
昭和・平成・令和		年 月 日	別居		万円
※備 考					

被扶養者氏名		生年月日	続柄	世帯	年間収入
フリガナ	フリガナ			同居	
氏	名				
昭和・平成・令和		年 月 日	別居		万円
※備 考					

被扶養者氏名		生年月日	続柄	世帯	年間収入
フリガナ	フリガナ			同居	
氏	名				
昭和・平成・令和		年 月 日	別居		万円
※備 考					

被扶養者氏名		生年月日	続柄	世帯	年間収入
フリガナ	フリガナ			同居	
氏	名				
昭和・平成・令和		年 月 日	別居		万円
※備 考					

※退職理由が3～6及び7の理由では、雇用保険の「特定受給資格者」または、「特定理由資格者」に該当する場合があります、国民健康保険保険料の軽減措置を受けられることがあります。

※被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記入してください。

(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

標準報酬月額 千円 _____

適用年月 年 月 _____

保険料 前期 _____

後期 _____

全期 _____

本人・代理・郵便

納付方法の確認 納付期日の説明

納付用紙手渡し 月分確かに受け取りました

署名 _____

健康保険任意継続について

★任意継続の制度は次のようになっていますので、内容についてご確認
いただき加入の手続きをお願いします。

- ① 被保険者期間（在職期間）が、継続して2か月以上あれば加入できます。
- ② 任意継続の加入期間は最長で2年間です。
- ③ 保険料額は、退職時の標準報酬月額によって決められ、在職中の被保険者・事業主分の全額負担となりますが、最高限度額が決まっています。また、保険料額は資格喪失するまで変わりません。（ただし、保険料率に変更があった場合などは変わります。）手続きの際は、市区町村の国民健康保険保険料を確認していただき、加入先を選択してください。
- ④ 保険給付は在職中と同様に受けられます。ただし、任意継続期間中の新たな傷病手当金・出産手当金は請求できません。
- ⑤ 保険料は、資格喪失月分（退職日の翌日が属する月）から収めることとなります。（在職中の保険料は、1か月遅れで請求しています。）任意継続の手続きの時期により、初回の納付が2か月分必要になることもあります。

例1）4月20日付の退職で、4月中に手続きをする場合、申し込み時に4月分の保険料が必要です。

例2）4月20日付の退職で、5月に手続きをする場合、申し込み時に4月分と5月分の2か月分の保険料が必要です。

- ⑥ 手続き月の翌月以降の保険料は、当組合が発行する納付用紙にて銀行振込していただけます。（当組合へ直接納めていただいても結構です。）
- ⑦ 任意継続の申請は、在職時の事業所から資格喪失届が提出されてからの手続きになります。ただし、退職後20日を過ぎると手続きが出来なくなりますのでご注意ください。

【支払方法について】

○ 毎月払い

納付期日は毎月10日です。

（ただし、10日が土・日・祝日の場合は翌営業日が期日となります。）

この納付期日が過ぎると、自動的に資格は喪失します。

期日後の納付は受け付けられませんのでご注意ください。

○前納一括払い

保険料の納め忘れによる資格喪失を防ぐことができます。保険料額は毎月納付した場合と比べて割引があり、本年度3月分までの前納となります。再就職や国民健康保険への加入など保険料が重複する場合、還付請求によりお返しすることができます。

※ご不明な点がございましたら、当組合業務課TEL06-6203-4081 まで
お問合せください。